

徳島県教育委員会教育長

榎 浩一 様

徳島県教職員の会 代表世話人 岡田 美和子

住所 徳島市川内町115-1 黄金ビル1階 徳島労連事務所内 ☎088-665-6644

徳島県の教育進展のためのご努力に敬意を表します。

わたしたちは、子どもたちの健やかな成長と民主的な教育活動の前進等を願う立場から、以下の「要求事項」の実現を貴委員会に求めます。

つきましては、陳情の場を早期に設定していただき、◆印の「要求事項」についての一括回答、その場での関連質問等についてのご回答をお願いいたします。

要求事項

1. 教育条件の整備に関して

- ① 県独自で教職員を増やし、30人以下学級をめざすこと。国に30人以下学級の実現を要望すること。
- ② 正採教職員増により、担当授業時間を減らし、授業準備の時間を確保すること。
- ③ 4月1日時点の児童生徒数に基づいて、必要な教職員は新学期がスタートする以前に速やかに配置すること。
- ④ 特別支援教育においては、保護者の意見を尊重し、障害児の生活の基盤となっている特別支援学級の重要性を尊重すること。通常学級で学ぶケアを必要とする子どもたちが適切な支援を受けられるよう、人員配置等の支援体制を整えること。
- ⑤ 児童・生徒の急増に対応するため、校舎・教室の増設を行った特別支援学校の現状を把握し、過大・過密を解消する対策として特別支援学校の新設を含めた改善策を講じること。
- ⑥ 県立学校の教室のエアコン設備の維持・管理を県費で行うこと。市町村立学校のエアコン設置、維持について補助をすること。
- ⑦ 養護教諭の兼務をやめ、すべての学校に養護教諭を配置すること。さらに、早急に複数配置をすすめること。徳島県立牟岐少年自然の家に、専任の看護師を配置すること。
- ⑧ すべての県立学校にエレベーターを設置すること。
- ◆⑨ 国の学校図書館整備5カ年計画を各市町村に周知徹底すること。
- ◆⑩ スクールカウンセラーを大幅に増員し、現場の要望に応えること。
- ◆⑪ 小学校に英語の専門教員を配置すること。
- ⑫ 県立しらさぎ中学校について、以下の点を実現すること。
 - ◇ 学習者に対しては、経済的な理由で就学できないことがないように、就学援助や遠距離通学費援助を行うこと。
 - ◇ きめ細かな指導ができる十分な教職員を配置し、特に日本語教育の専門家や通訳、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど必要な職員を配置すること。
 - ◇ 完全給食を実施すること。
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症に関わり、以下のことを実現すること。
 - ◆ 多忙を極めている教育現場に必要な人や物を配置すること。また、報告文書・研修・教育委員会の訪問等、現場の負担になることを極力少なくすること。
 - ◆ 学校がクラスター発生の場合とならないよう、必要に応じてPCR検査をおこなうこと。また、各家庭に抗原検査キットを配布し、定期的に検査ができるようにすること。
 - ◆ 感染症対策として休校や分散登校がおこなわれた場合、標準授業時間数の確保を機械的に求めるのではなく、各学校の実情をふまえた教育課程編成が尊重されるようにすること。

- ◆⑭ 教育支援センターが、希望する不登校生を受け入れて充実した教育活動ができるよう、市町村を支援すること。

2. 教育委員会・学校の民主的なあり方等に関連して

- ◆① 県人権教育研究協議会や校種別教育研究会などの民間教育研究団体への入会や研究大会への参加は、本人の意志を尊重するよう校長を指導すること。
- ② 授業の準備や教材研究の時間を確保できるよう各種計画書（調査・報告書を含む）を削減・簡素化すること。子どもと向き合う時間を保障するため、出張の精選，諸会議・研究会の縮減を図ること。
- ③ 教職員によるパワー・ハラスメントやセクシャル・ハラスメント行為の根絶に向け、以下の点に取り組むこと。
 - ◇ 研修に際して、ハラスメント行為が起りやすい具体的な事例を挙げ、ハラスメント行為は「個人の尊厳」を傷つけ、「働く権利」を奪う人権侵害であることを徹底する。
 - ◇ 弁護士等による外部相談窓口を設置すること。
 - ◇ 管理職に対し、パワハラ問題についての研修を実施すること。
- ④ 「指導力不足教員」問題については、次の点に配慮すること。
 - ◇ 「指導力不足教員」問題の克服は、職場での教職員集団としての取り組みを基本とすること。
 - ◇ 職場復帰を目的とした適切な研修・支援を保障すること。職場復帰の環境を整え、そのための勤務や人的な条件を整備をすること。
- ⑤ 全国学力状況調査（学力テスト）や全国体力テストに関する対策的な指導や調査は行わないこと。参加については、地教委や学校の自主性を尊重すること。
- ◆⑥ 教員の子どもの向き合う時間を奪うステップアップテストを廃止すること。「学力向上」を口実とした授業への介入は行わないこと。
- ⑦ 学校訪問は、学校現場の要請と現場のプログラムに基づいたものにする。
- ⑧ 教職員の意思を無視し、研究発表校等の決定が校長会や校長の独断でなされることのないように校長を指導すること。
- ⑨ 学校教育に外部の運動団体の介入を認めないこと。
- ⑩ 性の多様性について、理解を深め、指導を進めるための教員を対象とした研修を行うこと。
- ⑪ 教科書採択に関して、次の事項を実現するとともに、市町村教育委員会を指導すること。
 - ◇ 展示会で、見本のコピーを認めること。
 - ◇ 採択においては、実際に教科書を使用する教員の意見を最大限に尊重すること。
 - ◇ 採択決定の教育委員会の会議を公開すること。また、採択決定後、直ちに結果を公開すること。
- ◆⑫ 児童生徒のタブレット機使用については、授業における教員の裁量を尊重し、画一的に使用を強制しないこと。
- ◆⑬ 校務支援システムの運用においては、教育現場の意見を聴くなどして問題点を把握し、サポート体制の強化を含めた条件整備をおこなうこと。

3. 教職員の待遇問題に関して

- ① 雇用と年金の継続について、以下の点をふまえた制度を整備していくこと。
 - ◇再任用は、標準法の定数外とすること。そのための財政措置を国に要望すること。
 - ◇再任用を希望するすべての退職者を再任用すること。
 - ◆再任用希望者の勤務形態等の決定に際しては、本人の希望を聞き、尊重すること。
- ② 勤務時間・休憩時間について年度当初に明示し、自由に利用できる休憩時間を確保すること。同様の旨、市町村教委を指導すること。違反した場合は、管理者に罰則が科せられることを校長に周知すること。
- ③ 台風時などの宿直勤務を教諭・講師などに命ずることがないように校長を指導すること。
- ④ 教職員の健康管理を学校や個人の責任とせず、心と体の健康状態に関する現状を把握し、適切に対応すること。

- ⑤ 長時間過密労働解消に向け、教職員の勤務時間を管理し、過重な教職員の負担を軽減するよう校長を指導すること。
- ◆⑥ 長時間過密労働解消を、過労死の危険を増大させる1年単位の変形労働時間制の導入ではなく、大幅な教職員増によって実現するよう国に要望すること。
- ⑦ 1年単位の変形労働時間制について、以下のように対応すること。
 - ◆ 制度導入の市長村教育委員会規則を制定するか否かは、学校現場の声を聴いて市町村教委が判断するものである。また、制度を運用するか否かは、各市町村教委や各学校が判断するものである。こうしたことから、県教委は、委員会規則の制定や制度の運用についての働きかけを一切行わないこと。
 - ◆ 制度を利用するか否かを決めるのは各教員であるということ、周知徹底すること。
- ◆⑧ 在校等時間（勤務時間）について、事実と異なる記載を教職員に命じることがないよう校長を指導すること。
- ⑨ 定時制・分校・寄宿舎などの少数職場教職員にも、人事・待遇などの情報を早く正確に伝え、教職員の声をくみとること。

4. 臨時教職員の勤務条件改善に関して

- ① 教員定数内の教員は正式採用とすること。そのため、定欠を計画的に減らし、正式採用教員を増やしていくこと。また、定数崩しによる非常勤講師の配置は直ちにやめること。
- ② 非常勤講師の待遇を大幅に改善すること。
 - ◆ 時給を大幅に引き上げ、全ての非常勤講師に期末手当を支払うこと。
 - ◆ 年間授業時数の制限をなくし、超過勤務手当の対象を職員会議・研修・授業準備・行事などにも拡大し、時間制限をなくすこと。
 - ◆ 再度の任用の上限5年の制限をなくすこと。
 - ◆ 社会保険・雇用保険・健康診断を非常勤講師にも適用すること。
- ③ 休職者が予定より早く復帰する場合、代替の臨時教員を「自己都合退職」としないこと。任期を残して退職させる時は、次の職に任用するか、労働基準法20条に基づいて解雇予告金を支払うこと。
- ④ 休職者と代替者の引き継ぎの日を無条件に勤務日に含めること。
- ◆⑤ 次年度の臨時教員の任用については、正規教職員の内示後速やかに予定校を連絡し、3月末までに予定校で面接を実施し、勤務条件を文書で明示し、勤務内容等の確認をした後に正式任用とすること。
- ◆⑥ 常勤臨時教員の職名を「教諭」とし、2級の給料表を適用すること。
- ⑦ 県立学校の臨時教員の社会保険の適用事業所を県教育委員会とすること。
- ⑧ 臨時教員の任用時の「身体に関する証明書」を、公費負担とすること。
- ◆⑨ 同一校勤務継続3年の制限をなくすこと。
- ◆⑩ 60歳以上の常勤講師の給料上限をなくすこと。
- ⑪ 舎監の時給を引き上げること。各寮の勤務実態に合わせて超過勤務を認めること。
- ◆⑫ 代替教員不足を解決するため、正規教員による代替制度を検討すること。

5. 教員採用制度の改善について

- ◆① 教員採用審査で、思想・信条等の差別につながるような面接質問はもとより、教員選考として不必要な質問、性的少数者に対する配慮のない質問等をしないこと。そのため面接官の研修を充実させること。
- ② 教員採用審査の成績を、出願時の開示希望に基づき本人に通知すること。また、開示請求があれば、論文・面接・模擬授業等の評価内容も開示すること。
- ③ 1次審査、2次審査それぞれ終了後ただちに、審査問題・解答・配点・採点基準等を情報公開し、県教委のホームページにも掲載すること。
- ④ 臨時教員の特別選考について、その対象者に1次審査を免除すること。

以 上